

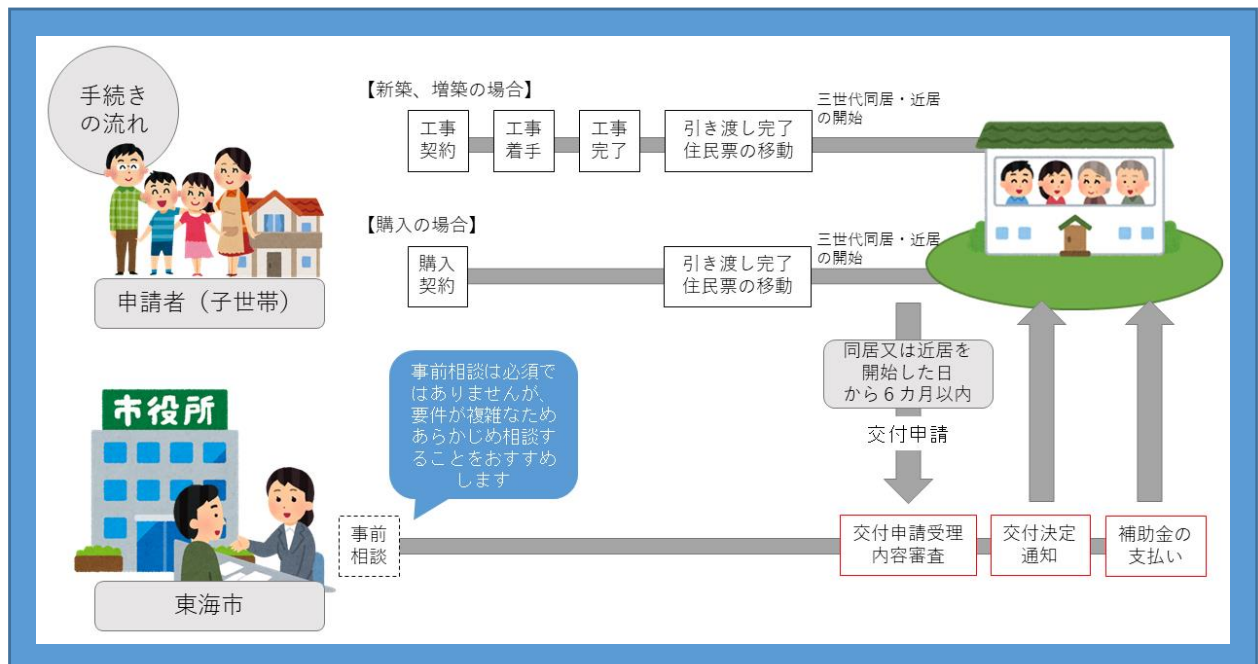
5. 申請手続きに関することについて	2
Q5-1 三世代同居又は三世代近居を行うための住宅の新築（増築、購入を含む）の場合、契約前に補助金の内定を受けておく必要がありますか？	2
Q5-2 申請はいつまでにすればいいですか？	3
Q5-3 省エネ改修の補助金と国の補助金を受ける場合、契約書や見積書を分ける必要がありますか？	3
Q5-4 今年度中に中古住宅（中古マンション）の購入と省エネ改修を行い、その後、三世代で同居（近居）する予定ですが、住民票の異動が仕事の関係で来年度になる場合、補助の対象になりますか？	3
Q5-5 長期優良住宅建築等計画の認定の認定証はどのようなものですか？	4
Q5-6 低炭素建築物新築等計画の認定の認定証はどのようなものですか？	8
Q5-7 建築物省エネルギー消費性能向上計画の認定証はどのようなものですか？	10
Q5-9 添付する確認済証はどのようなものですか？	12
Q5-9 添付する確認済証はどのようなものですか？	13
Q5-10 建築確認済証や検査済証を紛失してしまいました。再発行はしてもらえますか？	13
Q5-11 長期優良住宅等の認定証を紛失してしまいました。再発行はしてもらえますか？	14

5. 申請手続きに関することについて

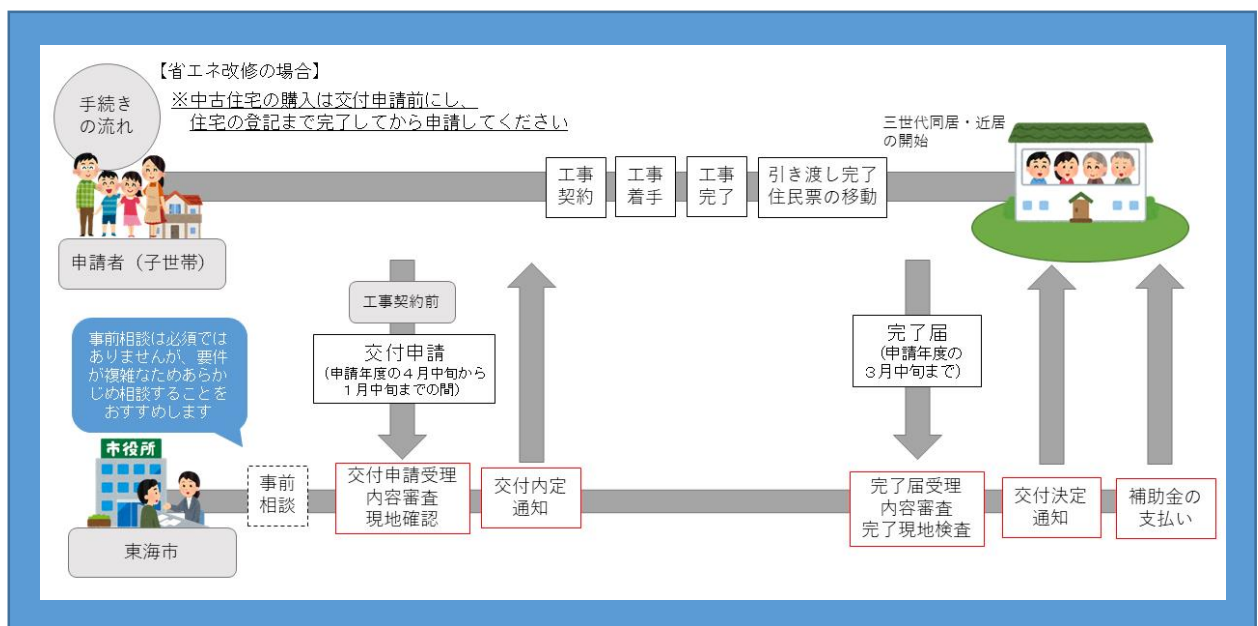
Q5-1 三世代同居又は三世代近居を行うための住宅の新築（増築、購入を含む）の場合、契約前に補助金の内定を受けておく必要がありますか？

A5-1 新築、増築又は購入をした住宅は契約前に補助金の内定を受ける必要はありませんが、中古住宅を購入し、**省エネ改修をする場合は省エネ改修の工事請負契約前**に補助金の内定を受ける必要があります。

【新築、増築、購入の場合】



【省エネ改修の場合】



Q5-2 申請はいつまでにすればいいですか？

A5-2 新築、増築又は購入をした住宅は三世代同居又は三世代近居を開始した（補助対象住宅の住所地に住民票を異動した日）年度末までに申請書に必要書類を添えて申請してください。

省エネ改修をする住宅は、令和6年4月15日から令和7年1月15日までの間に申請書に必要書類を添えて着工前に申請してください。

Q5-3 省エネ改修の補助金と国の補助金を受ける場合、契約書や見積書を分ける必要がありますか？

A5-3 契約書等を2つに分ける必要はありませんが、市の補助の対象部分と国の補助の対象部分が分かる内訳明細書を添付してください。

Q5-4 今年度中に中古住宅（中古マンション）の購入と省エネ改修を行い、その後、三世代で同居（近居）する予定ですが、住民票の異動が仕事の関係で来年度になる場合、補助の対象になりますか？

A5-4 市が要綱で指定する期日までに三世代同居又は三世代近居していないため、補助の対象になりません。

Q5-5 長期優良住宅建築等計画の認定の認定証はどのようなものですか？

A5-5 様式の4種類のうち、いずれかを添付してください。

第二号様式（第六条関係）（日本産業規格A列4番）

令和4年9月までの様式

認定通知書
（新築）

認定番号
認定年月日

（※）確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

様様

補助申請書の申請者と一致しているかを確認

東海市長若しくは愛知県知事名になります。

東海市長 花田 勝重

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

要綱に書かれている法律名と合致しているかを確認

1. 申請年月日

2. 申請者の住所

3. 認定に係る住宅の位置

補助申請書の所在地と一致しているかを確認

5. 工事種別

（※）は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

（管理番号： — ）

令和4年10月からの様式

第二号様式（第六条関係）（日本産業規格A列4番）

認定通知書
(新築 / 増築・改築 / 既存)

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

様
様

補助申請書の申
請者と一致して
いるかを確認

東海市長若しくは
愛知県知事名にな
ります。

東海市長 花 田 勝 重

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

要綱に書かれている法
律名と合致しているか
を確認

1. 申請年月日

2. 申請者の住所

3. 認定に係る住宅の位置

補助申請書の所在地と
位置しているかを確認

4. 認定に係る住宅の構造

5. 共同住宅等に係る申請にあつては、認定対象住戸番号

6. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請にあつては、工事種別 新築

7. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあつては、新築又は増築・改築の時期

8. 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請を行った場合においては、同条第1項の規定による求めを行った年月日

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(管理番号: -)

変 更 認 定 通 知 書
(新 築)

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

(※) 確 認 番 号 第 号
確 認 年 月 日 年 月 日
建築主事の氏名

様 様	補助申請書の申 請者と一致して いるかを確認	東海市長若しくは 愛知県知事名にな ります。 東海市長 花 田 勝 重
--------	------------------------------	--

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第9条第2項において準用する同法第7条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号
4. 認定に係る住宅の位置
5. 認定に係る住宅の構造
6. 当初認定時の工事種別

要綱に書かれている法
律名と合致しているか
を確認

補助申請書の所
在地と一致して
いるかを確認

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(管理番号： —)

変更認定通知書
(新築 / 増築・改築 / 既存)

認定番号 第 年 月 日
認定年月日

(※) 確認番号 第 年 月 日
確認年月日
建築主事の氏名

様
様

補助申請書の申請者と一致しているかを確認

東海市長若しくは愛知県知事名になります。

東海市長 花田 勝 重

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等の変更について、同条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定に基づき通知します。

要綱に書かれている法律名と合致しているかを確認

1. 申請年月日

2. 申請者の住所

3. 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画等の認定番号

4. 認定に係る住宅の位置

補助申請書の所在地と一致しているかを確認

5. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無

6. 認定に係る住宅の構造

7. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、当初認定時の工事種別

8. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、新築又は当初認定を受ける前にした増築・改築の時期

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(管理番号: -)

Q5-6 低炭素建築物新築等計画の認定の認定証はどのようなものですか？

A5-6 様式の２種類のうち、いずれかを添付してください。

様式第六（第四十三条関係）（日本産業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画認定通知書

認定番号第
認定年月日年月日

(※) 確認番号第
確認年月日年月日
建築主事の氏名

様
様

補助申請書の申請者と一致しているかを確認

東海市長若しくは愛知県知事名になります。

東海市長 花 田 勝 重

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画について、同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

要綱に書かれている法律名と合致しているかを確認

1. 申請年月日

2. 申請者の住所

3. 認定に係る住宅の位置

補助申請書の所在地と位置しているかを確認

(※) は法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(管理番号： —)

様式第八（第四十六条関係）（日本産業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

様
様

補助申請書の申
請者と一致して
いるかを確認

東海市長若しくは
愛知県知事名にな
ります。

東海市長 花 田 勝 重

都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画の変更について、同条第 2 項において準用する同法第 54 条第 1 項の規定に基づき認定しましたので通知します。

要綱に書かれている法
律名と合致しているか
を確認

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の低炭素建築物新築等計画の認定番号

4. 認定に係る建築物の位置

補助申請書の所在地と
位置しているかを確認

(※) は法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 4 項において準用する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

Q5-7 建築物省エネルギー消費性能向上計画の認定証はどのようなものですか？

A5-7 様式の2種類のうち、いずれかを添付してください。

様式第三十四（第二十五条第二項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書

認定番号
認定年月日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

様
様

補助申請書の申請者と一致しているかを確認

東海市長 花 田 勝 重

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第35条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

要綱に書かれている法律名と合致しているかを確認

1. 申請年月日

2. 申請者の住所

3. 認定に係る建築物の位置

補助申請書の所在地と一致しているかを確認

(※) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三十六（第二十八条関係）（日本産業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

様
様

補助申請書の申
請者と一致して
いるかを確認

東海市長 花 田 勝 重

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、同条第2項において準用する同法第35条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

要綱に書かれている法
律名と合致しているか
を確認

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

4. 認定に係る建築物の位置

補助申請書の所
在地と一致して
いるかを確認

(※) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

Q5-9 添付する確認済証はどのようなものですか？

A5-9 こちらを添付してください。

第五号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）

建築基準法第6条第1項の規定による
確認済証

第 令和 年 月 日 号

様

補助申請書の申請者と一致しているかを確認

確認済証と検査済証で面積等が違う場合は、変更確認申請を申請している可能性があります。

建築主事 ●●●● 印

下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記 令和 年 月 日

1. 申請年月日

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

補助申請書の所在地と一致しているかを確認

3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
(建築物)

(1) 建築物の名称

(2) 主要用途 一戸建ての住宅

「一戸建ての住宅」「共同住宅」「長屋」「住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの」のいずれかになっているかを確認

(3) 工事種別
☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替

(4) 延べ面積（建築物全体）
a. 申請部分の面積 150.64 m²
b. 申請以外の部分の面積 0.00 m²
c. 合計の面積 150.64 m²

増築の場合、申請部分の延べ面積が30m²以上であることを確認

(5) 申請棟数 1 棟

(6) 建築物の構造 木造

(7) 建築物の階数 地階を除く階数 2 階
地階の階数 0 階

(8) 天空率適用 ☐ 有 ☒ 無
☐ 道路高さ制限不適用 ☐ 隣地高さ制限不適用 ☐ 北側高さ制限不適用

4. 適合判定通知書の番号

5. 適合判定通知書の交付年月日

6. 適合判定通知書の交付者

他の建築主 0 名
(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

Q5-9 添付する確認済証はどのようなものですか？

A5-9 こちらを添付してください。

第二十一号様式（第四条の四関係）

建築基準法第7条第5項の規定による
検 査 済 証

第 号
令和 年 月 日

様

補助申請書の申請
者と一致しているか
を確認

申請の日から1年を
経過していないかを
確認

建築主事等職氏名 ●● ●● 印

下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項の規定による検査の結果、建築基準法
第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法
第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証番号 第 号

2. 確認済証交付年月日 令和 年 月 日

3. 確認済証交付者 建築主事 ●● ●●

4. 建築場所、設置場所又は築造場所

5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
(建築物)

(1) 建築物の名称

(2) 主要用途 一戸建ての住宅

(3) 工事種別
☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☐ 建築設備の設置

(4) 延べ面積（建築物全体） 150.64 m²（検査対象床面積 150.64 m²）

(5) 対象棟数 1 棟

(6) 建築物の構造 木造

(7) 建築物の階数 地階を除く階数(地上階数) 2 階
地階の階数 0 階

(8) 天空率適用 ☐ 有 ☒ 無
☐ 道路高さ制限不適用 ☐ 隣地高さ制限不適用 ☐ 北側高さ制限不適用

6. 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を
含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定

7. 検査年月日 令和 年 月 日

8. 委任した建築主事氏名 建築主事 ●● ●● 印

他の建築主 0 名 他の委任した建築主事 0 名 他の建築主事等職氏名 0 名
(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

Q5-10 建築確認済証や検査済証を紛失してしまいました。再発行はしてもらえます

か？

A5-10 確認済証や検査済証は再発行できませんので、建築台帳記載証明書を発行してもらってください。詳しい手続きに関しては下記にお問い合わせください。

【愛知県知多建設事務所 建築課】

- ・木造の建築物で3階以上又は延べ床面積 500 m²、高さが 13m以上若しくは軒の高さが 9mを超えるもの
- ・木造以外の建築物で2階建て以上又は延べ床面積 200 m²以上を超えるもの

【東海市役所建築住宅課 開発指導グループ】

- ・上記以外の建築物

Q5-11 長期優良住宅等の認定証を紛失してしまいました。再発行はしてもらえますか？

A5-11 再発行の可否については、下記にお問い合わせください。

【愛知県】以下の規模の場合

- ・木造の建築物で3階以上又は延べ床面積 500 m²、高さが 13m以上若しくは軒の高さが 9mを超えるもの
- ・木造以外の建築物で2階建て以上又は延べ床面積 200 m²以上を超えるもの

<問い合わせ先>

長期優良住宅	愛知県建築指導課 優良住宅・相談グループ (052-961-9719)
低炭素建築物	愛知県建築指導課 建築環境グループ (052-954-6570)
建築物省エネルギー消費性能向上計画	愛知県建築指導課 建築環境グループ (052-954-6570)

【東海市役所建築住宅課 開発指導グループ】

- ・上記以外の建築物